

漁管第 1708 号

令和 7 年(2025 年)11 月 13 日

宗谷海区漁業調整委員会会長 様

北海道知事 鈴木 直 道



特定水産資源に関する令和 8 管理年度における漁獲可能量の当初配分案等
について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群）に関する令和 8 管理年度における漁獲可能量を別紙 1 のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

また、さんま及びまいわし太平洋系群の令和 8 管理年度の国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について、別紙 2 の取扱いとしたいので、同条第 5 項において準用する同条第 2 項の規定により、併せて貴委員会の意見を求めます。

（水産林務部水産局漁業管理課）



○令和 8 管理年度知事管理漁獲可能量について（案）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和 8 管理年度における同項に掲げる数量を次のように定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 7 年 1 2 月（ ）日

北海道知事 鈴木 直道

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和 8 管理年度（令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第 16 条第 1 項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 さんま

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第 15 条第 1 項第 2 号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 3,900 トン
2. 法第 16 条第 1 項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
北海道漁獲可能量	3, 9 0 0 トン
北海道さんま漁業	3, 8 0 0 トン
北海道さんまを漁獲するその他漁業	現行水準

第二 まあじ

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第 15 条第 1 項第 2 号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 現行水準
2. 法第 16 条第 1 項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
北海道漁獲可能量	現行水準
北海道まあじを漁獲する漁業	現行水準

第三 まいわし太平洋系群

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第 15 条第 1 項第 2 号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 21,000 トン
2. 法第 16 条第 1 項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
北海道漁獲可能量	2 1, 0 0 0 トン
北海道まいわし太平洋系群火光を利用する敷網試験操業	1 5, 0 0 0 トン
北海道まいわし太平洋系群を漁獲するその他漁業	現行水準

第四 かたくちいわし太平洋系群

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第 15 条第 1 項第 2 号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量
107,000 トンの内数
2. 法第 16 条第 1 項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
北海道漁獲可能量	107,000 トンの内数
北海道かたくちいわし太平洋系群漁業	107,000 トンの内数

国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について (さんま及びまいわし太平洋系群)

1. 背景

これまで、さんま、まいわし太平洋系群の漁獲可能量の配分の変更のうち、以下に該当する場合は、予め行政庁の恣意性のない機械的な配分手法を定め、事前に関係海区漁業調整委員会（以下、「海区委員会」という。）の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきた。

(1) さんま

国の留保からの追加配分及び都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間での数量の融通（以下「融通」という。）に伴い、北海道漁獲可能量に変更が生じた場合に、予め定めた方法により知事管理漁獲可能量等の配分を変更する場合

(2) まいわし太平洋系群

国の留保からの追加配分及び都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間での数量の融通（以下「融通」という。）に伴い、北海道漁獲可能量に変更が生じた場合に、予め定めた方法により知事管理漁獲可能量等の配分を変更する場合

2. 今後の取扱い

(1) さんまに係る国の留保からの追加配分及び融通については、北海道資源管理方針別紙 1-1（さんま）の第 3 において、全量を北海道さんま漁業から加除することとしており、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、引き続き、海区委員会には事後報告で対応できることとする。

(2) まいわし太平洋系群に係る国の留保からの追加配分及び融通については、北海道資源管理方針別紙 1-3（まいわし太平洋系群）の第 3 において、予め定めた方法により配分することとしており、その方法は全量を北海道漁獲可能量へ配分することとし、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、引き続き、海区委員会には事後報告で対応できることとする。

3. 数量変更に伴う手続き

農林水産大臣は、都道府県の数量を変更したときは、これを通知する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 4 項）こととされており、知事は、通知を受けたときは、漁業法第 16 条第 5 項の規定で準用する同条第 3 項から第 4 項までの手続きに則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。

4. 上記 2 によるもの以外の数量変更の取扱い

上記 2（1）から（2）によるもの以外の数量変更を行う場合には、事前に海区委員会の意見を聴く（漁業法第 16 条第 5 項において準用する同条第 2 項）。

令和 8 年の T A C について

令和 7 年 11 月 5 日に開催された、国の水産政策審議会（資源管理分科会）において示された、令和 8 管理年度における漁獲可能量の当初配分に係る告示案の概要は、次のとおりです。

（単位：トン、（ ）内の数字は前年当初。）

魚種	系群	国の漁獲可能量（TAC）の設定及び配分	農林水産大臣が定める漁獲可能量		
			漁獲可能量	うち大臣管理の数量	うち北海道に定める数量
さんま	北太平洋	○第9回NPFC年次会合（R7年3/24-27）の結果 ・2025年は暫定漁獲管理規則に基づきTACを削減 ・サンマ分布域全体の漁獲を抑制 20.25万ト 北太平洋公海の漁獲量(TAC) 12.15万ト ※2018年漁獲実績の55%減の9割で漁獲停止 ・沿岸国（日口）の200海里内漁獲量 8.1万ト ・EEZ内の我が国漁獲量(2023) 79,457ト ・公海における我が国漁獲量(") 16,166ト	95,623 (110,911) うち10% (9,562) ※[5,062] を国が留保	81,600 ※86,100 (90,340)	3,900 (4,500)
			・大臣管理の数量と北海道の数量は、確認書に基づく		

※ 留保からIQ管理区分への上乗せ配分後

魚種	系群	国の資源評価		農林水産大臣が定める漁獲可能量		
		資源状態 2024年の 親魚量	MSY (最大持続生産量) ※1	漁獲可能量	うち大臣管理 の数量	うち北海道に 定める数量
まあじ	太平洋	22,000 SBMSYを下回る。	SBMSY : 52,000 MSY : 35,000	183,200 (145,000)	65,000 (51,400)	現行水準 (現行水準)
	対馬暖流	187,000 SBMSYを下回る。	SBMSY : 273,000 MSY : 187,000	うち20% 36,600 を国が留保		
まいわし	太平洋	2,699,000 SBMSYを上回る。	SBMSY : 1,432,000 MSY : 470,000	661,000 (663,000) うち20% 132,200 を国が留保	407,600 (408,900)	21,000 (21,100)
かたくちいわし	太平洋	61,000 SBMSYを下回る。	SBMSY : 112,000 MSY : 81,000	107,000 (92,000)	107,000トの内数 (92,000)	107,000トの内数 (92,000)

※1 MSYの上段はMSYを達成する親魚量（SBMSY）、下段は期待できる平均漁獲量

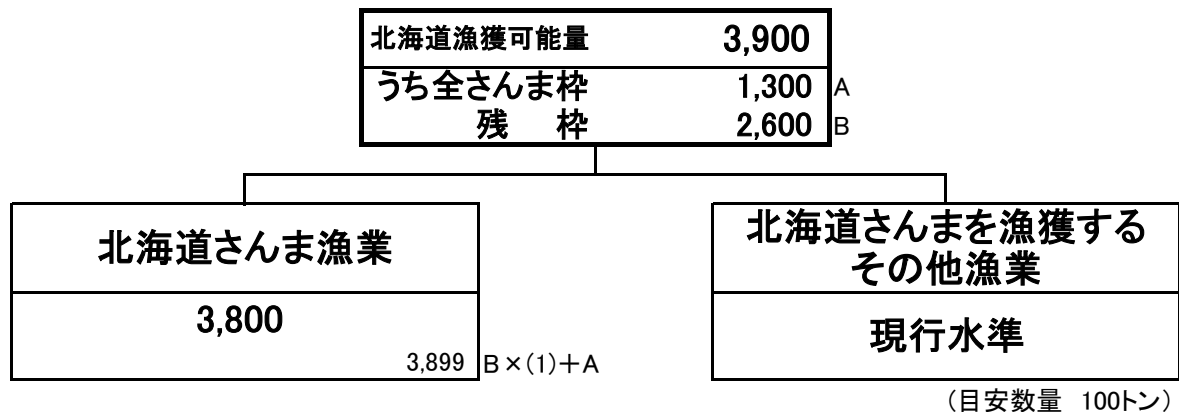
【 さんま 】

(管理期間: 令和8年1月~12月)

《 配分の考え方 》

- ① 国から配分された数量を北海道さんま漁業(以下、「さんま漁業」という。)と、北海道さんまを漁獲するその他漁業(以下、「その他漁業」という。)に区分し管理する。
- ② 知事許可漁業である「さんま漁業」(さんま棒受け網漁業及びさんま流し網漁業)に「数量配分」する。
- ③ 「その他漁業」(定置網漁業等)については「現行水準」とする。
- ④ 配分された3,900トンのうち、全国さんま棒受網漁業協同組合の組合員がオホーツク海海域で操業するための採捕枠1,300トンについては、全て「さんま漁業」に配分する。
- ⑤ 「さんま漁業」への配分については、上記④の1,300トンを控除した2,600トンに、「直近3力年の平均採捕数量の比率」(99.98%)をかけて配分する。

・漁業法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量



(参考)

(単位:トン)

●採捕数量

	採捕数量			3力年平均 採捕数量	備考
	R3	R4	R5		
さんま漁業	14.4	2,734.9	6,141.6	2,963.6	99.98%
その他漁業	0.2	0.2	1.4	0.6	0.02%
合計	14.5	2,735.2	6,142.9	2,964.2	100%

(採捕数量はTAC報告による。)

※R6の知事管理区分における漁獲が0であるため、R3~R5の3力年平均で算定

【 ま あ じ 】
(管理期間:令和8年1月~12月)

《配分の考え方》

国から示された数量が「現行水準」であるため、漁業種類等を区分せず管理することとし、配分は「現行水準」とする。

漁業法第15条第1項第2号に基づき国が定めた
北海道漁獲可能量(国から示された量)

北海道漁獲可能量	現行水準
全道海域	現行水準

(参考)

●採捕数量

(単位:トン)

	令和4年	令和5年	令和6年	3年平均
まあじ	231.2	16.4	195.0	147.5

(採捕数量はTAC報告による。)

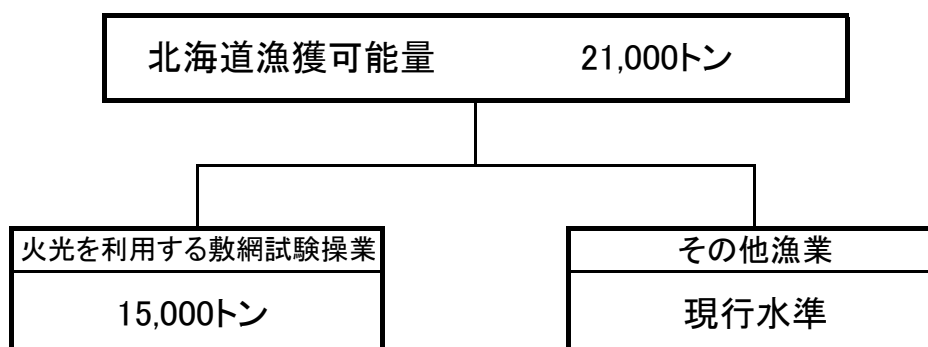
【 まいわし太平洋系群 】

(管理期間: 令和8年1月～12月)

《配分の考え方》

- ① 国から配分された数量を「火光を利用する敷網試験操業」と「その他漁業」に区分し管理する。
- ② 「火光を利用する敷網試験操業」(北海道知事の特別採捕許可により行われる試験操業)に「数量配分」する。
- ③ 「その他漁業」(定置網漁業など)については、現行水準とする。
- ④ 「火光を利用する敷網試験操業」への配分は、令和7年と同量を配分する。

漁業法第15条第1項第2号に基づき国が定めた
北海道漁獲可能量(国から示された量)



(参考)

●採捕数量

(単位:トン)

	令和4年	令和5年	令和6年	平均
火光を利用する敷網試験操業	5,383	10,446	9,080	8,303
その他漁業	14,660	35,584	26,051	25,432
まいわし計	20,043	46,030	35,131	33,735

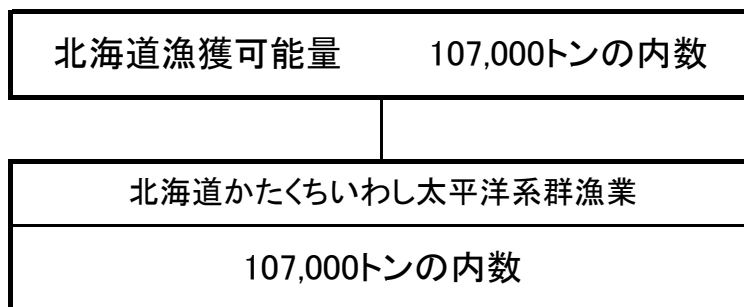
(採捕数量はTAC報告による。)

【 かたくちいわし太平洋系群 】
 (管理期間: 令和8年1月~12月)

《配分の考え方》

- ① 海域を区分せず、「北海道かたくちいわし太平洋系群漁業」として管理する。
- ② 「北海道かたくちいわし太平洋系群漁業」に全量配分する。

漁業法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量
 (国から示された量)



(参考)

● 採捕数量

(単位:トン)

	令和4年	令和5年	令和6年	平均
北海道かたくちいわし太平洋系群漁業	240	89	296	—
計	240	89	296	—

※採捕数量は、R4迄北海道水産現勢、R5以降は水揚げDBIによる。

令和7年と令和8年の配分量の比較について

単位:トン

特定水産資源	令和7年配分量(A)		令和8年配分量(B)	B-A	管理期間
	当初	変更			
さんま	4,500	3,900	3,900	▲ 600	1月 ～ 12月
北海道さんま漁業	4,400	3,800	3,800	▲ 600	
北海道さんまを漁獲するその他漁業	現行水準	現行水準	現行水準	—	
まあじ	現行水準		現行水準	—	
北海道まあじを漁獲する漁業	現行水準		現行水準	—	
まいわし太平洋系群	21,100		21,000	▲ 100	
北海道まいわし太平洋系群 火光を利用する敷網試験操業	15,000		15,000	0	
北海道まいわし太平洋系群を 漁獲するその他漁業	現行水準	現行水準	現行水準	—	
かたくちいわし太平洋系群	92,000トンの内数	—	107,000トンの内数	—	
北海道かたくちいわし太平洋系群漁業	92,000トンの内数	—	107,000トンの内数	—	

北太平洋漁業委員会(NPFC) 第9回年次会合の結果について

水産庁

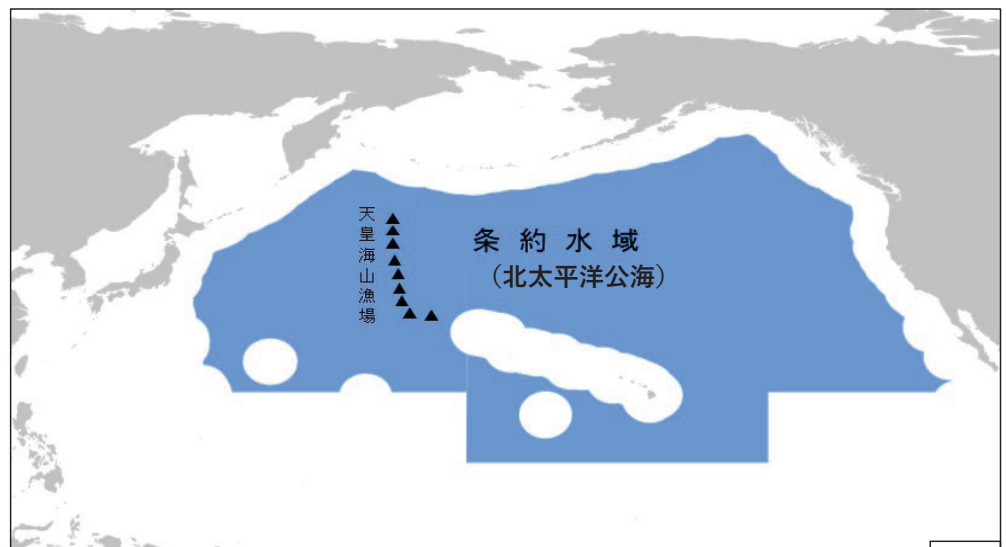


北太平洋漁業委員会(NPFC)

北太平洋公海における台湾、中国等の漁船の進出・漁獲拡大を背景に、国際的な資源管理の枠組づくりを進めるべく、平成27年に設立(条約水域:北太平洋公海)。

- 現在9か国・地域がメンバー。沿岸国(日本、ロシア)、遠洋漁業国・地域(中国、韓国、台湾、バヌアツ、EU)、関心国(米国、カナダ)に大別。
- カツオ・マグロ類、サケ・マス類を除く、北太平洋公海に分布する水産資源の国際的な資源管理を実施。

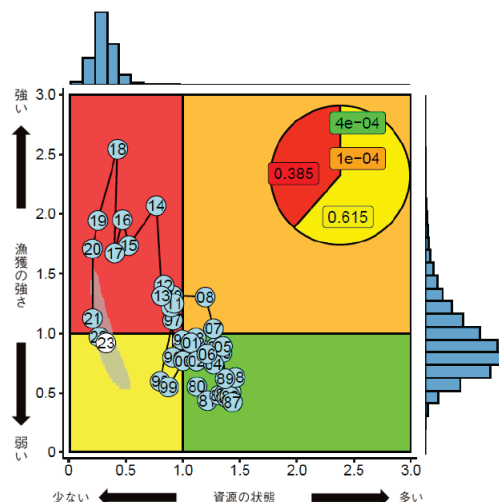
- (参加国等)
- | | |
|------|----------|
| 日本 | 沿岸国 |
| ロシア | |
| 中国 | 遠洋漁業国・地域 |
| 韓国 | |
| 台湾 | |
| バヌアツ | |
| EU | 非漁業国 |
| 米国 | |
| カナダ | |



資源評価結果のまとめ(第14回NPFC SSC PSLレポートより)

直近3年の資源状態

- 2022年～2024年の平均資源量は MSY水準を下回る
- 2021年～2023年の平均漁獲割合(漁獲の強さ)は MSY水準を上回る
- 資源量は近年依然として低水準であるが、2022～2024年で若干増加した可能性
- その増加は、2020年以降の漁獲割合の削減や環境変動による可能性



2024年の資源評価結果

科学委員会からの管理に対する勧告

- 第8回年次会合(2024年)において採択された、暫定的な漁獲管理規則(HCR)に基づき、2025年のTACを202,500トンとする(最大変動量10%を適用)
- 資源評価結果から、MSYを達成するTACとして算出される漁獲量は75,741トンであり、2024年のTAC(225,000トン)の90%よりも少ない

サンマ保存管理措置(1)

2025年の公海における漁獲上限を2024年の135,000トンから1割削減し、121,500トンに設定(分布域全体の年間漁獲量は、同225,000トンから1割削減し、202,500トン以内に抑制)

※下線部は第9回年次会合で合意された措置

- ① 各メンバー(2018年の操業隻数が5隻未満のメンバーを除く)は、(a)連続した180日以内の操業期間を設定し、それ以外の期間は禁漁、又は(b)実操業隻数を2018年から10%削減。
- ② 2025年は、暫定漁獲管理規則に基づき、サンマの北太平洋公海の漁獲可能量(TAC)を、前年の135,000トンから1割削減し121,500トンに設定(分布域全体の年間漁獲量は、前年の225,000トンから1割削減の202,500トン以内に抑制。沿岸国は200海里水域内の漁獲量を前年の90,000トンから1割削減の81,000トン以内に抑えることで上記措置に協力)。
- ③ 各メンバーは北太平洋公海での漁獲量を2018年の漁獲実績から55%削減。
- ④ 公海での漁獲(各メンバーの合計)がTACの90%相当に達した場合、NPFC事務局長は各メンバーにその旨を通知。各メンバーは事務局の通知を受信後72時間以内に漁獲を停止。ただし、漁獲上限が1万トンを超えないメンバー(ロシア、韓国、バヌアツ)は停止後も自らの漁獲上限の90%まで漁獲が可能。公海での漁獲停止後も、沿岸国は200海里水域内の漁獲上限の一部を公海の漁獲上限に移譲することが可能。
- ⑤ 各メンバーの漁獲上限について、2018年比55%削減ではなく、2018年比65.5%(公海漁獲上限に抑えるために本来必要な削減率)削減すると宣言したメンバーは、④の規定から免除される。

サンマ保存管理措置(2)

2025年の公海における漁獲上限を2024年の135,000トンから1割削減し、121,500トンに設定(分布域全体の年間漁獲量は、同225,000トンから1割削減し、202,500トン以内に抑制)

※下線部は第9回年次会合で合意された措置

- ⑥ 記録及び報告に関する国内要件に従い、混獲を含む全ての漁獲及び投棄の記録を義務化。
- ⑦ サンマの投棄を防ぎ、正確な資源評価に資するため、サンマ狙い操業をする漁船は、漁獲されたサンマの船上保持を義務化(洋上投棄の禁止)。
- ⑧ 小型魚保護のため、東経170度以東における6～7月の操業を禁止。
- ⑨ サンマMSE作業部会は、2027年の第11回年次会合までに管理手順の確立に努める。



第9回NPFC年次会合で合意されたサンマの漁獲枠等

		【参考】漁獲実績	
		(2018年)	(2024年)
総漁獲水準(2025年)		435,881	155,559
うち公海での漁獲可能量		352,138	145,044
国別漁獲上限 (※)	日本	46,859	28,701
	ロシア	5,459	286
	中国	90,365	40,504
	台湾	180,466	67,280
	韓国	20,759	5,866
	バヌアツ	8,231	2,407
うちEEZ(日口)		81,417	10,515

(※) 2018年漁獲実績の45%で算定。公海の漁獲上限を合計すると13.5万トン以上となるが、毎週の漁獲報告を元に合計が上限の90%相当に達した場合、その旨通知を受けて72時間以内に漁獲を停止する。ただし、漁獲枠が1万トンを超えないメンバー(ロシア、韓国、バヌアツ)は停止後も自らの漁獲枠の90%まで漁獲が可能。(昨年同様)
また、上表の数量ではなく、2018年漁獲実績の34.5%まで削減するメンバーは、その数量まで漁獲が可能。



(参考1)各国のサンマの漁獲量(2001年以降)

	中国			日本			韓国			ロシア				台湾		パヌアツ		合計				
	合計	サンマ棒受網	その他	合計	サンマ棒受網		合計	サンマ棒受網		合計	サンマ棒受網		合計	サンマ棒受網		合計	サンマ棒受網		全体	公海	200海里	
		公海	公海		公海	200海里		200海里	公海		200海里	公海		200海里	公海		200海里	公海				200海里
2024	40,504	40,504	0	38,688	28,701	9,981	6	5,866	5,866	0	814	286	528	0.001	67,280	67,280	0	2,407	2,407	155,589	145,043	9,987
2023	39,252	39,252	0	24,464	10,608	13,818	38	3,107	3,107	0	51	51	0	0	50,268	50,268	0	1,108	1,108	118,250	104,394	13,856
2022	35,477	35,477	0	18,064	14,709	3,309	46	3,438	3,438	0	0	0	0	0	42,177	42,177	0	929	929	100,085	96,730	3,355
2021	33,511	33,511	0	18,318	17,378	910	30	4,365	4,365	0	610	574	36	0	34,043	34,043	0	1,270	1,270	92,117	91,141	940
2020	44,006	44,006	0	29,695	17,430	12,232	33	5,993	5,993	0	753	443	310	0	56,662	56,662	0	2,700	2,700	139,809	127,234	12,265
2019	51,404	51,404	0	45,664	20,986	24,528	150	8,375	8,375	0	2,402	1,683	719	0.4	83,941	83,941	0	3,465	3,465	195,251	169,854	24,678
2018	90,365	90,339	26	125,333	46,859	78,334	140	23,702	20,759	2,943	7,784	5,459	2,325	0	180,466	180,466	0	8,231	8,231	435,881	352,138	81,417
2017	48,458	48,458	0	83,672	15,594	67,961	117	15,353	12,471	2,882	6,315	3,658	2,633	24	104,405	104,405	0	4,437	4,437	262,640	189,023	70,984
2016	63,016	63,016	0	113,828	19,384	94,344	100	16,828	9,883	6,945	14,623	2,463	12,136	24	146,025	146,025	0	7,331	7,331	361,650	248,101	101,413
2015	48,503	48,503	0	116,243	31,534	84,214	495	11,204	5,466	5,738	24,047	4,641	19,323	83	152,271	152,271	0	6,616	6,616	358,883	249,031	90,530
2014	76,129	76,129	0	227,520	5,784	220,426	1,310	23,431	16,129	7,302	71,254	7,219	63,996	39	229,937	210,355	19,582	1,915	1,915	630,186	317,532	248,659
2013	23,191	23,191	0	149,204	8,085	139,665	1,454	20,055	17,666	2,389	52,433	229	52,100	103	182,619	159,568	23,051	1,509	1,509	429,011	210,249	166,662
2012	2,014	2,014	0	221,469	1,228	217,426	2,815	13,961	7,068	6,893	63,105	1,494	61,611		161,514	141,066	20,448			462,063	152,870	247,582
2011				215,353	1,208	212,734	1,411	18,068	14,061	4,007	62,064	1,616	60,448		160,532	137,089	23,443			456,017	153,974	241,595
2010				207,489	2,859	202,939	1,691	21,360	9,031	12,329	31,686	2,100	29,586		165,692	157,666	8,026			426,227	171,656	224,985
2009				310,743	722	305,887	4,134	22,001	10,008	11,993	37,693	700	36,993		104,219	98,177	6,042			474,656	109,607	328,056
2008				354,727	1,124	345,866	7,737	30,212	19,004	11,208	93,866	16,200	77,666		139,514	133,763	5,751			618,319	170,091	370,562
2007				296,523	267	290,326	5,930	16,976	7,625	9,351	110,692	15,700	94,992		87,277	82,362	4,915			511,468	105,954	310,522
2006				244,585	0	239,239	5,346	12,009	3,303	8,706	77,691	17,900	59,791		60,578	60,578				394,863	81,781	253,291
2005				234,451	0	229,970	4,481	40,509	31,175	9,334	87,602	34,100	53,502		111,491	101,939	9,552			474,054	167,214	253,337
2004				204,371	0	199,208	5,163	22,943	18,082	4,861	83,735	8,300	75,435		60,832	60,723	109			371,881	87,105	209,341
2003				264,801	0	255,518	9,283	31,219	20,146	11,073	57,646	0	57,646		91,515	84,443	7,072			445,181	104,589	282,946
2002				205,282	0	199,111	6,171	20,088	10,676	9,412	36,602		36,602		51,283	38,063	13,220			313,255	48,739	227,914
2001				269,798	0	263,882	5,916	20,869	5,401	15,468	34,616		34,616		39,750	17,149	22,601			365,033	22,550	307,867
2000				216,470	0	210,656	5,814	24,457			14,827		14,827		27,868	27,868				283,622	27,868	216,470
1999				141,011	0	135,170	5,841	18,138			4,576		4,576		12,541	12,541				176,266	12,541	141,011
1998				144,983	4,116	135,596	5,271	13,922			3,057		3,057		12,794	12,794				174,756	16,910	140,867
1997				290,813	0	284,410	6,403	50,227			4,493		4,493		21,887	21,887				367,420	21,887	290,813
1996				229,225	0	213,590	15,635	18,681			6,684		6,684		8,236	8,236				262,826	8,236	229,225
1995				273,510	0	267,276	6,234	31,321			14,283		14,283		13,772	13,772				332,886	13,772	273,510

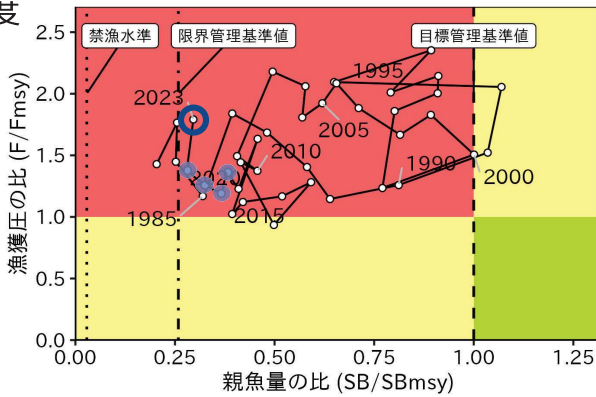
* ロシア、台湾の一部で公海/200カイリ水域が不明。
出典: NPFCへの各国等報告(単位: トン)

(参考2)各国のサンマ操業隻数

	中国		日本			韓国		ロシア			台湾		パヌアツ	
	サンマ棒受網	その他	サンマ棒受網	その他	サンマ棒受網	サンマ棒受網	サンマ棒受網	その他	サンマ棒受網	サンマ棒受網	サンマ棒受網	サンマ棒受網		
	公海	公海	公海	200海里	200海里	公海	200海里	公海	200海里	公海+200海里	公海	200海里	公海	
2024	59	0	84	136	N.A.	5	0	2	2		1	70	0	2
2023	57	0	63	144	N.A.	6	0	1	0		2	66	0	2
2022	63	0	89	154	N.A.	10	0	0	0		0	81	0	3
2021	66	0	109	168	N.A.	10	0	3	2		1	93	0	4
2020	57	0	98	173	N.A.	10	0	2	1		0	87	0	4
2019	62	0	111	183	N.A.	11	0	4	5		1	91	0	4
2018	49	3	125	191	N.A.	12	11	4	10		0	83	0	4
2017	55		102	197	N.A.	13	13	13	14		3	84	0	4
2016	60		96	209	N.A.	14	12	6	28		3	91	0	4
2015	42		72	208	N.A.	13		15	39		9	90	0	4
2014	44		32	210	N.A.	13		15	61		1	91	11	1
2013	19		47	217	N.A.	14		21	63		3	91	15	1
2012	2		22	218	N.A.	13		16	58			85	13	
2011			12	214	N.A.	15		14	51			74	14	
2010			19	236	N.A.	17		8	46			77	5	
2009			4	239	N.A.	17		12	51			72	6	
2008			2	239	N.A.	16		12	49			68	3	
2007			1	247	N.A.	15		10	57			67	5	
2006			0	258	N.A.	13			49			65		
2005			0	288	N.A.	18		16	48			67	8	
2004			0	314	N.A.	19		14	37			67	1	
2003			0	324	N.A.	19		0	48			67	6	
2002			0	370	N.A.	21			50			56	20	
2001			0	379	N.A.	26			38			44	25	
2000			0	394	N.A.				28				40	
1999			0	239*	N.A.				11				33	
1998			24	242*	N.A.				14				25	
1997				252*	N.A.				16				20	
1996				262*	N.A.				18				14	
1995				284*	N.A.				28				16	

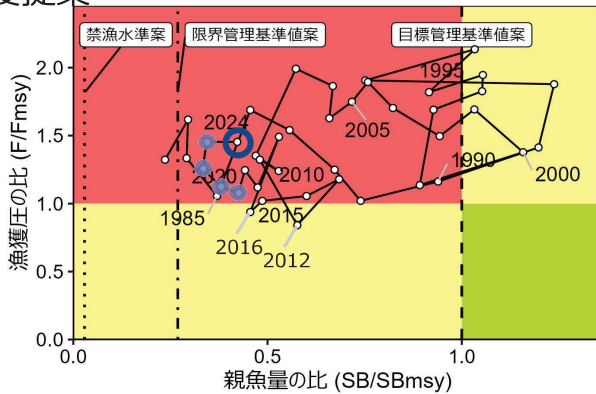
神戸プロットの比較

昨年度



- 傾向は昨年度から大きな変化なし
- 各基準の境目は昨年度までの管理基準値よりやや低い方へ移動

今年度提案



2025年8月29日公開



マアジ (太平洋系群) ①

マアジは日本周辺に広く生息し、本系群はこのうち太平洋側に分布する群である。

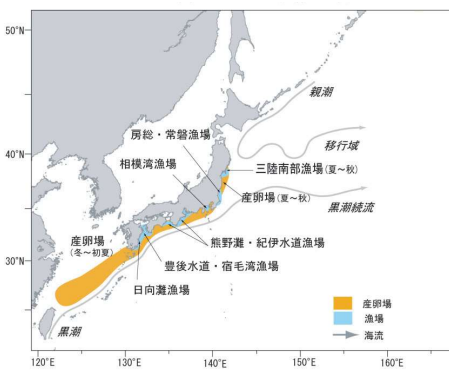


図1 分布域

太平洋側の沿岸域に広く分布する。太平洋沿岸域で生まれた集団と東シナ海で生まれた集団で構成されていると考えられている。

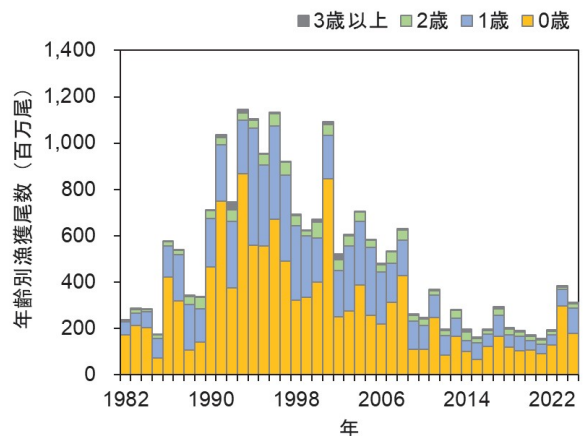
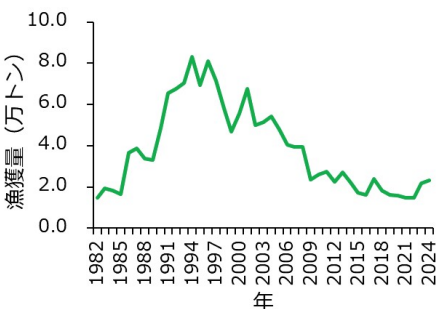


図2 漁獲量の推移

漁獲量は、1980年代後半以降、増加傾向を示し、1993～1997年には7万～8万トンで推移した。その後は減少傾向に転じ、2024年は2.3万トンと低い水準であった。

図3 年齢別漁獲尾数

本系群の漁獲の主体は0歳魚と1歳魚である。0歳魚の漁獲尾数は、宮崎県～高知県で多い傾向にあり、1990～2008年に特に多かった。しかし、2015年には最低の6,600万尾となり、その後は横ばい傾向で推移した。2023年には2億9,600万尾と再び増加し、2024年は1億7,700万尾であった。1歳魚の漁獲尾数は0歳魚と似た推移を示している。2024年の1歳魚の漁獲尾数は前年より増加した。



本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

マアジ (太平洋系群) ②

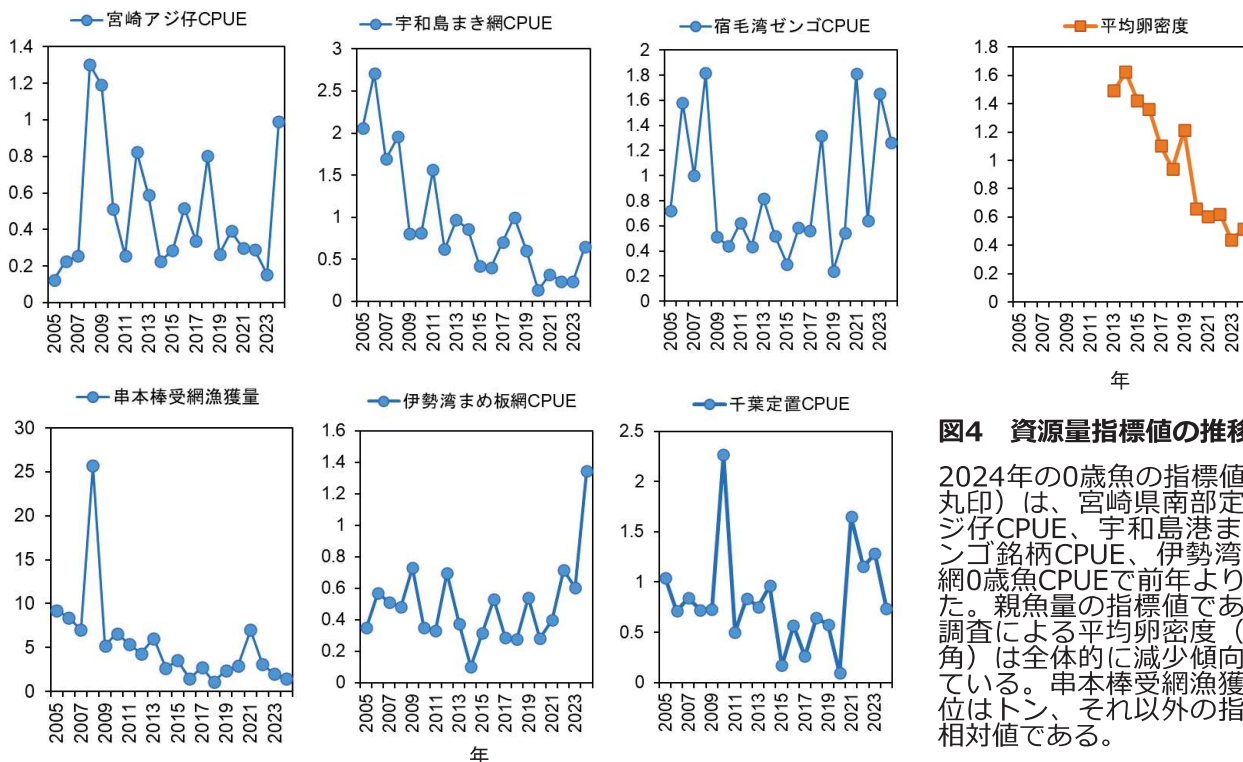


図4 資源量指標値の推移

2024年の0歳魚の指標値（青色丸印）は、宮崎県南部定置網アジ仔CPUE、宇和島港まき網ゼンゴ銘柄CPUE、伊勢湾まめ板網0歳魚CPUEで前年より増加した。親魚量の指標値である産卵調査による平均卵密度（オレンジ四角）は全体的に減少傾向を示している。串本棒受網漁獲量の単位はトン、それ以外の指標値は相対値である。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

マアジ (太平洋系群) ③

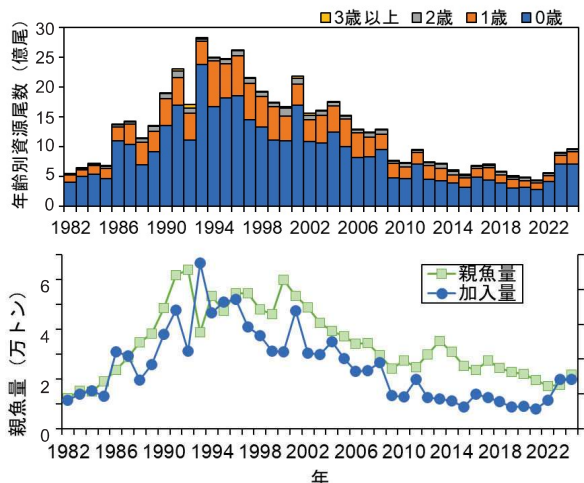


図5 年齢別資源尾数、加入量、親魚量の推移

資源の年齢組成を尾数で見ると、0歳（青）、1歳（オレンジ）を中心に構成されており、2歳魚以上（灰、黄）が占める割合は少ない。

親魚量は、1982年以降増加し、1992年に最高値の6.4万トンとなった後、2001年以降は減少傾向となった。2024年の親魚量は2.2万トンと推定された。加入量（0歳魚資源尾数）は、1993年に24億尾と最大になった後に減少傾向となったが、2023年に増加し、2024年の加入量も2023年と同程度の7.1億尾と推定された。

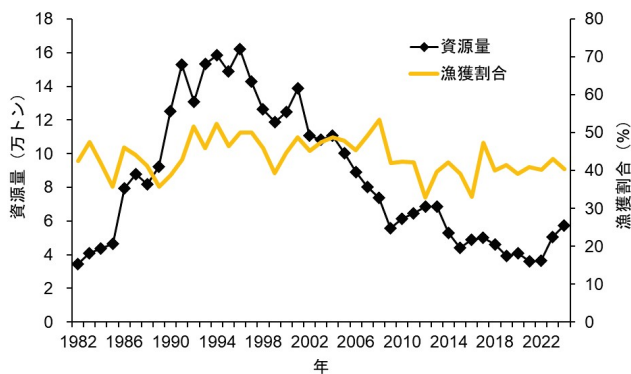


図6 資源量と漁獲割合の推移

資源量は、1996年に16.2万トンとなった後、減少に転じ、2021年には3.6万トンとなった。その後2023年より増加し、2024年の資源量は5.7万トンであった。漁獲割合は近年横ばいで推移しており、2024年は40%であった。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

マアジ (太平洋系群) ④

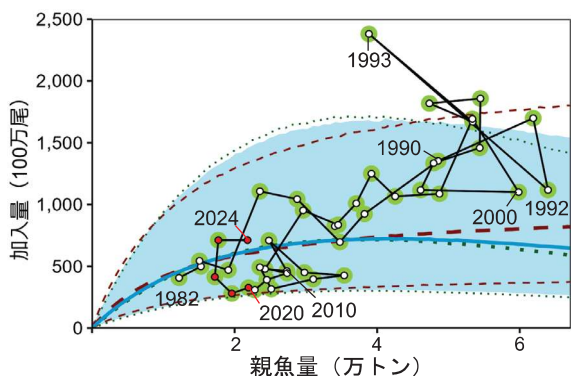


図7 再生産関係

1982～2023年の親魚量と加入量に対し、リッカー型（緑点線）およびベarton・ホルト型（赤破線）の再生産関係のモデル平均（青実線）を適用した。図中の太線は各再生産関係もしくはモデル平均の予測値である。細線は各再生産関係の下で、青色領域は適用したモデル平均の下で、実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

緑丸は再生産関係の推定に用いた観測値、白丸および赤丸（直近5年間）は2025年度資源評価の観測値（今回は緑丸と同値）。

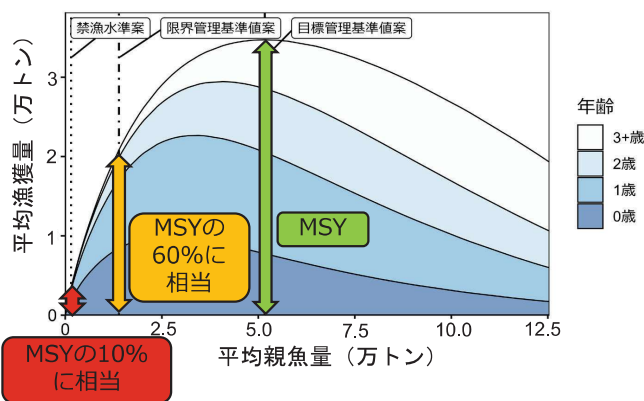


図8 管理基準値案と禁漁水準案

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は5.2万トンと算定される。目標管理基準値案はSBmsy、限界管理基準値案はMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準案はMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量である。

目標管理基準値案	限界管理基準値案	禁漁水準案	2024年の親魚量	MSY	2024年の漁獲量
5.2万トン	1.4万トン	0.15万トン	2.2万トン	3.5万トン	2.3万トン

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

マアジ (太平洋系群) ⑤

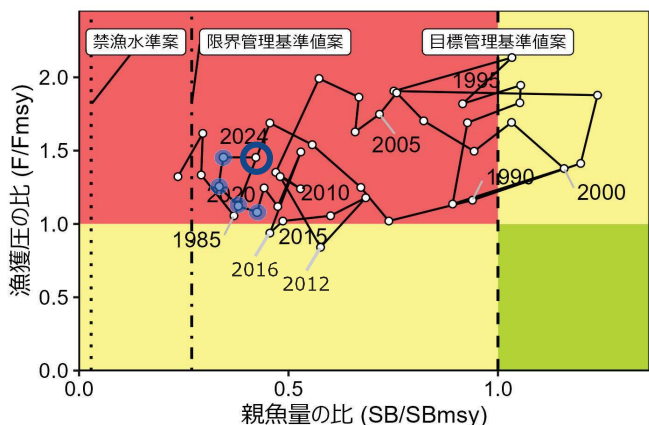


図9 神戸プロット (神戸チャート)

親魚量（SB）は、1991～2001年にかけて断続的に最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）を上回った。漁獲圧（F）は、SBmsyを維持する漁獲圧（Fmsy）を2012年と2016年を除いて上回っている。2024年の親魚量はSBmsyを下回り（0.42倍）、漁獲圧はFmsyを上回った（1.45倍）。

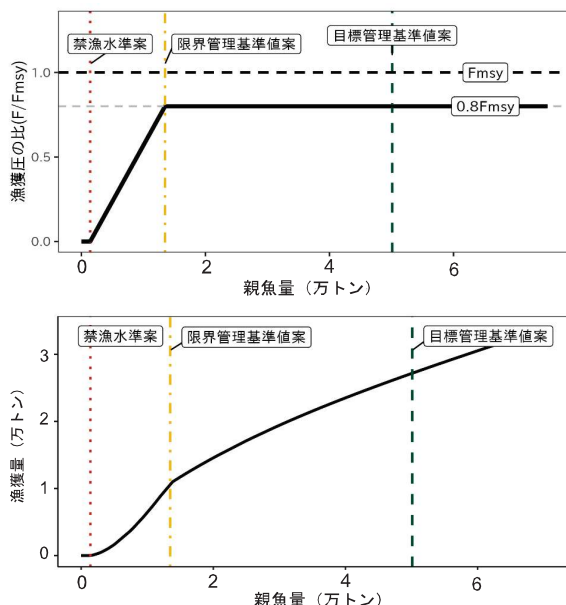


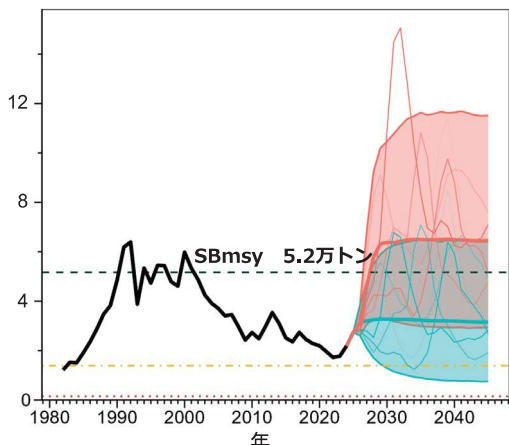
図10 漁獲管理規則案（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量）

Fmsyに乗じる調整係数であるβを0.8とした場合の漁獲管理規則案を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

マアジ (太平洋系群) ⑥

将来の親魚量 (万トン)



将来の漁獲量 (万トン)

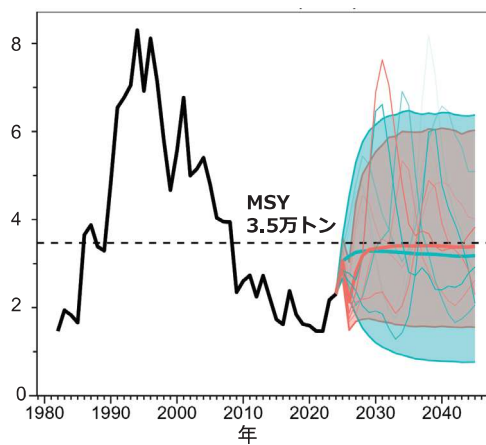


図11 漁獲管理規則案の下での親魚量と漁獲量の将来予測 (現状の漁獲圧は参考)

β を0.8とした場合の漁獲管理規則案に基づく将来予測結果を示す。

平均値としては、親魚量は増加した後、SBmsyを上回る水準で推移する。漁獲量も増加した後、MSY水準付近で推移する。

- 漁獲管理規則案に基づく将来予測 ($\beta=0.8$ の場合)
- 現状の漁獲圧に基づく将来予測
- 実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果 (1万回のシミュレーションを試行) の90%が含まれる範囲を示す。
- MSY
- 目標管理基準値案
- 限界管理基準値案
- 禁漁水準案

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

マアジ (太平洋系群) ⑦

表1. 将来の平均親魚量 (万トン)

β	2036年に親魚量が目標管理基準値案 (5.2万トン) を上回る確率												
	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	確率
1.0	2.7	3.1	4.1	4.8	5.1	5.1	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	44%
0.9			4.3	5.2	5.7	5.7	5.7	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	55%
0.8			4.6	5.8	6.3	6.4	6.4	6.4	6.5	6.5	6.5	6.5	65%
0.7			4.9	6.4	7.1	7.1	7.1	7.1	7.2	7.3	7.3	7.3	76%
現状の漁獲圧			3.2	3.2	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.2	3.2	3.2	14%

表2. 将来の平均漁獲量 (万トン)

β	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
1.0	3.1	2.5	3.0	3.3	3.4	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
0.9		2.3	2.9	3.3	3.4	3.4	3.4	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
0.8		2.1	2.8	3.2	3.3	3.3	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4
0.7		1.9	2.6	3.0	3.2	3.2	3.2	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
現状の漁獲圧		3.2	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.2	3.2

漁獲管理規則案に基づく将来予測において、 β を0.7~1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧 (2022~2024年の平均: $\beta=1.40$ 相当) の場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移を示す。2025年の漁獲量は予測される資源量と現状の漁獲圧により仮定し、2026年から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。

$\beta=0.8$ (標準値) とした場合、2026年の平均漁獲量は2.1万トン、2036年に親魚量が目標管理基準値案を上回る確率は65%と予測される。なお、 $\beta=0.9$ 以下であれば、2036年に親魚量は目標管理基準値案を50%以上の確率で上回ると予測される。

※表の値は今後の資源評価により更新される。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。